

課税事業者の方は、納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方に、業種別に消費税率が10%の場合の積立目安月額を表示したものです。
例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率2%）となります。

区分	卸 売 業 (第1種事業)		小 売 業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不 動 産 業 (第6種事業)		
	みなし仕入率	売上に対する 納税額の目安率	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	
みなし仕入率	90%												
売上に対する 納税額の目安率		1%											
年別課税 売上高	各 月 売上高	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
1,500	125	15	1.3	30	2.5	45	3.8	60	5.0	75	6.3	90	7.5
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
2,500	209	25	2.1	50	4.2	75	6.3	100	8.4	125	10.5	150	12.5
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご参照ください。

(注2) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率は考慮していません。

(注3) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間(個人事業者については平成28年分)から適用されています。

※ 令和元年10月1日を含む課税期間(同日前の取引は除きます。)からは、農業、林業、漁業のうち、消費税の軽減税率が適用される
飲食品の譲渡に係る事業区分が、第三種事業から第二種事業へ変更されます。

(注4) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。